

GoToトラベル事業の還付申請を予定のお客様へ

この度は、当館にご宿泊頂き有難うございました。
旅行後の申請によりGoToトラベル事業での還付（35%）を希望される場合、**還付申請は、お客様ご自身で行なっていただく必要**があります。
申請をご予定の方は、**宿泊証明書**を発行させていただきますので、チェックアウトの際にお声掛け頂けますと幸いです。

Go To トラベル事業の概要③

○ **旅行後に割引分の還付を申請する場合の流れ** ※詳細は調整中であり、事務局の立上げ後に改めてお知らせする予定。

(1) 旅行者から事務局への申請

→以下の書類を事務局に郵送又はオンラインで提出。

(例：宿泊の場合)

- ・申請書（様式は事務局ホームページ・宿泊施設等で入手）
- ・領収書（原本）
- ・宿泊証明書（宿泊時に宿泊施設から入手）
- ・個人情報同意書（様式は事務局ホームページ・宿泊施設等で入手）

(2) 事務局で書類を確認後、旅行者に還付

→**口座振込、クレジットカード振込**等。



旅行者 ⇨ 事務局
(郵送又はオンラインを予定)

3

※宿泊料金（現地支払額）が1万円だった場合の例

